

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年11月27日)

〔件 名〕

- 1 鳥取県環境教育等行動計画の策定について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 平成26年度湖山池環境モニタリング委員会(第2回)の概要について
(水・大気環境課)・・・3
- 3 産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る追加調査等について
(循環型社会推進課)・・・4
- 4 鳥根県安来市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への
対応状況について
(緑豊かな自然課)・・・6
- 5 特定外来生物セアカゴケグモ発見と対応について
(緑豊かな自然課)・・・7
- 6 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)の策定について
(くらしの安心推進課)・・・8
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水・大気環境課)・・・9

生活環境部

「鳥取県環境教育等行動計画」の策定について

平成26年11月27日
環境立県推進課

この度、パブリックコメントを実施した上で、本県の環境教育の基本的な考え方、推進のための施策等を取りまとめた「鳥取県環境教育等行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

なお、この行動計画は、平成24年の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正により、都道府県で作成する行動計画に掲げる事項が具体的に明記されたことから、平成4年に策定した鳥取県環境教育基本方針を見直したものである。

1 行動計画の位置付け

行動計画は、鳥取県環境基本計画（第2次計画：平成23年度～平成32年度）で定める環境教育・学習の推進のための計画と位置付け、鳥取県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進するものとする。

2 鳥取県環境教育基本方針（平成4年策定）からの見直し点

- 環境教育に関する基本的な考え方として、「環境保全のために求められる人間像」「環境教育が育むべき能力」を加えるとともに、学ぶべき事項等環境教育を進める共通の視点を具体的に示して明確化した。
- 環境教育の方向性として、本県の豊かな自然の恵みを生かしながら、環境教育・学習を推進し、鳥取県環境基本計画で定める将来の姿を目指すこととした。
- 学校等の役割については、幼稚園から大学まで個別に定めるとともに、教職員の指導力の向上、組織としての指導体制の充実の重要性を定めた。
- 再生可能エネルギーの取組や環境教育プログラムの整備など環境教育等の推進に向けた各種取組を具体的に提示した。

3 行動計画の概要

鳥取県環境教育等行動計画の概要

【目指す将来の姿】

地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の悪化に気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。

①行動計画の策定に当たって

- 1 行動計画策定の背景
 - (1) 環境教育等の必要性
 - (2) 国の環境教育をめぐる動き
 - (3) 鳥取県の環境教育をめぐる動き
- 2 行動計画の位置付け

②環境教育に関する基本的な考え方

- 1 環境保全のために求められる人間像
- 2 環境教育が育むべき能力
- 3 環境教育の手法

③環境教育等の推進のための施策

- 1 環境教育の方向性
 - (1) 目指す将来の姿
 - (2) 鳥取らしさを生かして
- 2 各主体の役割と環境教育等推進のための施策
 - (1) 県民・家庭
 - (2) 学校等
 - (3) 事業者
 - (4) 民間団体等
 - (5) 行政
- 3 主体相互の連携と協働取組の方向

④環境教育等の推進に向けた県の取組

- 1 人材の育成・活用
- 2 プログラムの整備
- 3 情報の提供
- 4 環境学習の機会の提供
- 5 情報の積極的公表
- 6 国際的な視点での取組
- 7 各主体間の協働取組
- 8 行動計画の進行管理

4 パブリックコメントの概要

(1) パブリックコメントの募集期間

平成26年9月12日(金)から10月3日(金)まで

(2) 応募件数

意見件数：7件(7名)

(3) 主な意見と対応

項目	主な意見の概要	対応方針
県の取組	環境教育・学習アドバイザーの活動支援や啓発を行政の役割として明記してほしい。	県の取組として、環境教育・学習アドバイザーの登録・紹介に加え、資質向上研修の実施を追記。引き続き人材の活用を図ることとする。
実践行動	環境教育の実践を数値化して、レベルを上げていくロールプレイングゲームのような体験型など、環境教育を「面白いもの」にするのはどうか。 「まじめ」に「真剣」に楽しむ教育方法を作り上げてほしい。	行動計画では、体験型の環境教育プログラムの作成、体験型の環境学習の機会を提供している施設等を紹介しているところであり、これらを活用するなど、引き続き「まじめ」に「真剣」に楽しむ環境教育の実践に努めていきたい。
	知識経験実践経験のある個人及びNPO、事業者の力を借り、周知していくことは県民に拡げるいい方法だと考える。Facebook、YouTube等で発信してはどうか。	行政、県民、事業者、民間団体等の相互連携・協働取組の実施により、引き続き各主体、各媒体を通じた情報発信に努めていきたい。
進行管理	どんな結果が出たなら関心、理解度が高まったとするのか、どんな具体的行動が実現したら教育の成果があったと判断できるのか、わかりにくい。 達成度が見える判断基準が必要。	環境基本計画の実行計画であるとして環境イニシアティブプランでは、TEAS認定数、こどもエコクラブ設置市町村数等、環境教育を含めた各種目標指標を設定し、定期的に進行管理しているところであり、行動計画自体には目標指標を掲載していないものの、とっとり環境イニシアティブプランで目標指標の設定・進行管理を行っていることを示している。

平成26年11月27日
水・大気環境課

平成26年10月15日に開催した湖山池モニタリング委員会（第2回）の概要について、以下のとおり報告する。

1 会議の概要

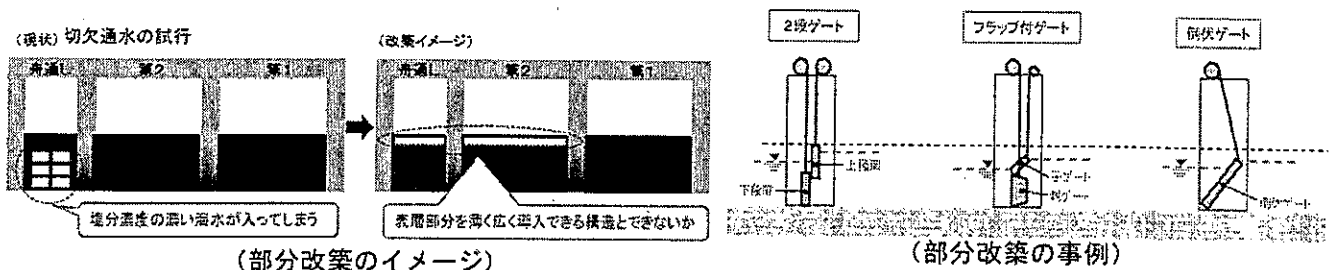
(1) 各種モニタリング結果

水質、植物・動物プランクトン、水生植物、魚類、底生生物、トンボ類、鳥類の上半期のモニタリング結果を報告した。塩分濃度：3,970mg/l(10.10時点)で、概ね湖山池将来ビジョンに定める塩分管理ができた。

(2) 各種取組の報告

①塩分管理のための水門のあり方を検討する水質シミュレーション

水質予測計算の結果、水門構造をオーバーフロータイプ(上側から海水を流入させる方法)に部分改築することにより、よりきめ細かな水門操作が可能となり、塩分抑制と溶存酸素の確保に有利であることが確認されたことから、概略設計に着手する。



②特定希少野生動植物のカラスガイ保全

高住のため池で、稚貝の放流実験をしたが、その後の調査では稚貝が確認できなかった。今後の改善策として、稚貝の放流サイズの大型化や池内の部分嵩上げによる酸素環境の改善等に、引き続き取組む。

③淡水性生物を一時的に保全するためのピオトープ造成等の取組状況

ピオトープを福井公園に造成する構想は、さらに専門家の意見をうかがいながら進める。

(3) 今後の取組の方針

下期に向かっての塩分管理方針について、

- ・冬期に向かって海面の潮位が低下し、降雨量が増加して、必然的に塩分が下がる時期に入ること
- ・来夏の貧酸素への対応として、水門開放による溶存酸素の確保とそれに伴う塩分濃度の上昇について、塩分濃度を5,000mg/lまでに抑える必要があること

などを考慮して、来春に向かって、できるだけ低い塩分濃度に引き下げた後、来夏のアオコ発生時期には引き上げていく方向性が示された。

2 主な発言など

- ・水草群落等の調査は、次回以降、浚渫、覆砂等の施工箇所とあわせて報告するよう工夫すること。
- ・河川管理者(河川課)は、次回以降、覆砂等の施工に際し、本委員会に報告のうえ、委員(専門家)の意見を聞き取りして、進めること。
- ・水質モニタリングや底質の溶出調査等について、強化することを検討すること。
- ・短期対策はいろいろ検討されているが、長期対策もそろそろ考えるべきで、まずは事例の情報収集やシミュレーションにより、様々な検討を行ってはどうか。

(参考) 委員会設置の経過等

- ・平成22年、鳥取県と鳥取市は、湖山池のアオコ発生やヒシの大量繁茂による悪臭等の環境改善に向け、「湖山池会議」を設置して、議論を重ねた。
- ・平成24年1月、周辺住民等へのアンケートや地元説明会で多くの意見を聞き、湖山池を汽水湖化して塩分濃度2,000~5,000mg/lの管理目標等を定めた「湖山池将来ビジョン」を共同作成し、平成24年3月から汽水湖化をスタートした。
- ・平成24年9月、汽水湖化後の水質や各種動植物群の変化等に関し、モニタリング手法の検討、結果の評価、必要に応じて顕在化する課題への対応方法に対し、助言等を受けることを目的として、水質、水生植物、プランクトン、魚類、底生貝類、昆虫類、鳥類等の有識者10名で構成する「湖山池環境モニタリング委員会」を設置。さまざまな助言等を受けつつ、湖山池会議の意思決定の際、モニタリング委員会の意見も反映して、施策等を実施している。

産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る追加調査等について

平成26年11月27日
循環型社会推進課
水・大気環境課

本年度から鳥取県において実施している塩川ダイオキシン類調査の結果(9月実施分)を報告する。
併せて、産業廃棄物管理型最終処分場(以下「最終処分場」)の整備において、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」)が実施している福井水源地への影響調査について、その実施状況を報告する。

1 塩川ダイオキシン類調査

(1) 調査結果

・9月実施分は4月、5月に引き続き、すべての地点で環境基準を下回っていた。

地 点	水質 (pg-TEQ/L)			底質 (pg-TEQ/g)		
	4/25	5/28	9/1	4/25	5/28	9/1
地点① 本川上流	0.11	0.27	0.19	3.4	2.8	2.2
地点② 本川中流1(支川合流前)	0.52	0.59	0.2	3.6	4.4	7.2
地点②' 本川中流2(支川合流後)	—	0.56	0.35	—	2.1	2.3
地点③ 本川中流3	0.27	0.41	0.29	7.3	2.7	1.8
地点④ 本川下流	0.23	0.45	0.24	1.8	1.7	1.7
地点⑤ 支川上流(一廃処理場直下流)	0.059	0.066	0.15	3.5	2.3	2.2
地点⑥ 支川中流	0.098	0.18	0.39	2.7	1.5	3.1
地点⑦ 支川下流(本川合流前)	0.13	0.23	0.43	3.1	2.8	2.4
環 境 基 準		年平均値 1.0 以下			150 以下	

(2) 今後の調査予定

・以後、11月、2月と四季を通じて調査予定。

2 福井水源地影響調査の状況

最終処分場直下の地下水の流向を把握し、福井水源地への影響を確認するため、センターは地下水の専門家との協議を踏まえ調査の検証を行っている。

(1) 地下水流向調査

- ・地下水流向を把握するため、今回実施したボーリング2地点で現場透水試験による地盤の透水性(透水係数)の計測を行い、ボーリング2地点及び一般廃棄物処分場観測井戸の観測地点で湧水圧試験による地下水位の計測を行った。
- ・現在、調査結果を基に各地点の地下水流向を求めたところであり、これをもとに地下水全体の流向等の評価、とりまとめを行っている。

(2) 水質調査

- ・地下水の類似性を確認するため、上記(1)の観測地点3点に加え、福井水源地、近傍湧水地の計5地点において地下水の成分分析を行うとともに地下水の環境基準や、さらにはダイオキシン類の分析を行い、現在、分析結果のとりまとめ、評価を行っている。

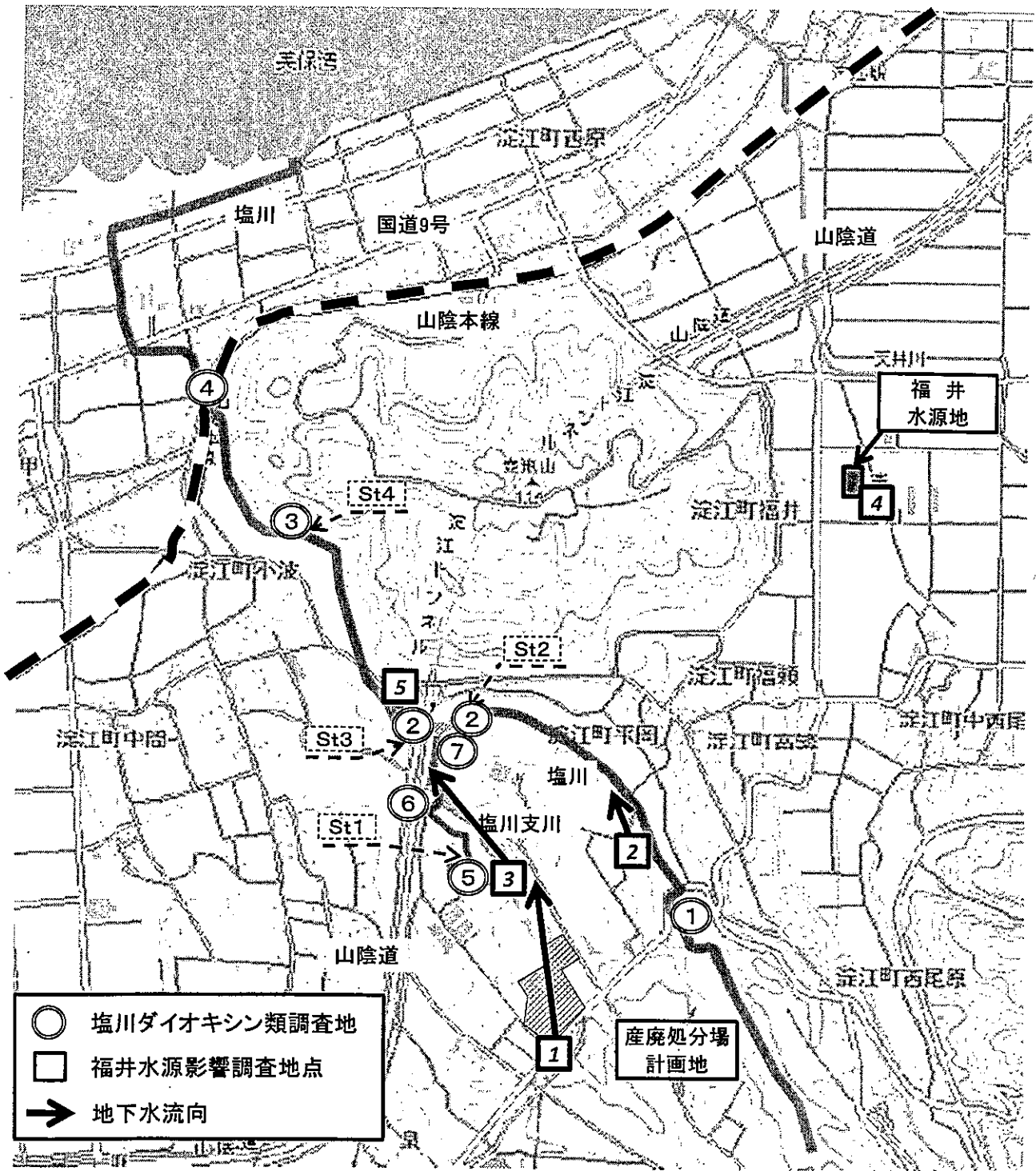
(3) 今後の予定

- ・調査結果のとりまとめを行うとともに、専門家による福井水源地への影響について最終的な評価をして頂くよう調整を行っている。

3 今後の予定

環境プラント工業(株)とセンターは、福井水源地影響調査の結果や住民意見を踏まえた生活環境影響調査のとりまとめと併せ、事業計画全般の最終確認・点検を行っている。

塩川ダイオキシン類調査・福井水源地影響調査地点図



【参考】平成24年度ダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/L)

区分	St1		St2		St3		St4		基準値
	H24		H24		H24		H24		
	5月	9月	5月	9月	5月	9月	5月	9月	
測定結果	0.063	0.052	0.70	0.13	0.87	0.12	1.2	0.11	1以下
年平均値	0.058		0.42		0.50		0.66		

島根県安来市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について

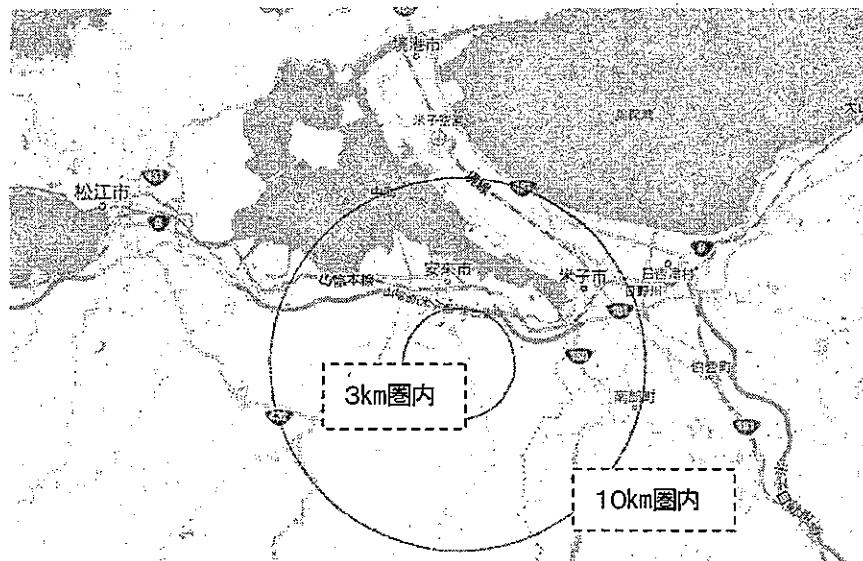
平成26年11月27日
生活環境部 緑豊かな自然課
農林水産部 農業振興戦略監 畜産課

11月13日(木)、環境省が島根県安来市で採取された検体から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたと発表したことを受け、県民へ注意喚起を呼びかけるとともに、野鳥の監視体制を強化することとしました。併せて、養鶏場関係者へ情報提供を行い各施設の状況を確認することとしました。いずれも異常は認められていません。引き続き監視体制を継続します。

1 主な経過

- 11月3日(月)、京都産業大学が島根県安来市で独自に行った野鳥糞便調査で採取されたコハクチョウの糞便2検体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された旨、11月13日(木)環境省が記者発表を行い、糞便採取地点の周辺10km圏内を環境省が野鳥監視重点区域に指定した。
- 環境省が派遣した野鳥緊急調査チームが、10km圏内における糞便採取や生息状況の調査を開始した。
(調査期間 11/15~11/19)

【位置図】



2 県の対応状況

- 11月13日(木) 環境省からの報告を受け、知事及び関係課などによる庁内連絡会議を開催した。
- 11月14日(金) 鳥取県内全域において、野鳥の監視パトロールを開始した。(西部2班、日野1班、中部1班、東部1班の体制で実施) 主なパトロール箇所として、水鳥公園、主要河川の河口付近、湖沼、餌場となる田園地帯などを重点的に巡回した。
- 11月14日(金) 県内の100羽以上家きんを飼育する85農場に対し点検等を指示したところ、全農場で異常はなかった。また、西部家畜保健衛生所が安来市に隣接する米子市、境港市、南部町の16養鶏場(85農場の内数)を対象に、侵入防止対策等の状況を再点検し、全農場で対応済みであることを確認した。
- 県内関係機関、学校、福祉施設等愛玩家きんの飼育施設に情報提供と注意喚起を実施した。

3. 今後の予定

- 県による野鳥の監視パトロールは、現行の体制を当面継続して実施する。
- 環境省の野鳥緊急調査チームによる糞便調査の検査について、11月末を目途に結果が判明する予定であり、結果次第でパトロールの強化など新たな対策を検討する。
- 野鳥、家きん、愛玩鳥を含め、関係業者、県民への注意喚起を引き続き行っていく。

特定外来生物セアカゴケグモ発見と対応について

平成26年11月27日
緑豊かな自然課

11月22日、三朝町において外来生物法で特定外来生物に指定されている「セアカゴケグモ」が発見された。これを受け、11月23日より県では点検・駆除作業の範囲を広げ監視活動を行っており、現時点で新たな個体の発見はないが、引き続き、セアカゴケグモが運ばれて生息する可能性が高い幹線道路沿いの施設等を再確認し、セアカゴケグモの生息が確認された場合、関係機関と連携の上、徹底駆除を実施する。

1 発見の状況

- (1) 発見日時：平成26年11月22日（土）午後2時30分頃
- (2) 発見場所：東伯郡三朝町大字山田地内駐車場入口（道路側溝付近に置かれたカラーコーンの内部）
- (3) 駆除状況：三朝町からセアカゴケグモ1個体を発見したと県へ報告、発見個体は、町が捕獲駆除済。
同日、県及び町で発見場所周辺を点検したが、新たな個体は確認されなかった。
- (4) その他：このクモによるけが人はいない。

※県内における確認事例は、平成25年9月6日（大山町）、平成26年9月16日（伯耆町）に次ぎ、今回で3例目。

2 今後の対応

- (1) 引き続き、三朝町をはじめ中部地域を対象に、生息の可能性がある主要幹線道路の待避所、主要施設等を点検。発見した場合は、殺虫剤等で駆除を実施する。
- (2) 周辺施設及び県民からの情報収集を継続するとともに、セアカゴケグモの生息が確認された場合、関係機関と連携の上、徹底駆除を実施する。
- (3) 県ホームページに以下の事項を掲載して、引き続き、県民への情報提供及び注意喚起の徹底を図る。
(県HPアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/95703.htm>)

○有毒であるため咬みつき被害に注意が必要です。もし見つけた場合は、素手では触らないで、東部生活環境事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、最寄の市町村役場、保健所等に御連絡ください。
○駆除には、市販の殺虫剤（ピレスロイド系）が有効です。
○万が一セアカゴケグモと思われるクモに咬まれてしまった場合は、医療機関へその旨を速やかに相談、受診してください。

《参考》セアカゴケグモとは

オーストラリア原産の小型のクモで、メスは毒をもっており、咬まれると痛むほか、重症化する場合があるが、死亡した例は報告されていない。日本に輸入される資材などに付着して国内に侵入したと考えられている。



■特徴

- ・メス（成体）：体長1cm前後で体色は黒く、つやがある。
- ・オス：体長5mm程度で体色は褐色、足の色は濃淡があり縞模様。

■すみか

- ・陽のよくあたる場所の地面近くの隙間やくぼみ
- ・道路側溝、プランター、エアコン室外機等の人工物の物陰、駐車場周辺

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第3期）の策定について

平成26年11月27日
くらしの安心推進課

この度、パブリックコメントを実施した上で、本県の犯罪のないまちづくりを推進するための施策等と
りまとめた「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）の第3期計画を策定する。

1 第3期計画の概要

- (1) 計画の期間 平成26年度から平成28年度までの3年間
- (2) 計画の目標
- 基本目標 犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現すること。
- (平成25年実績) (平成28年目標)
- 達成指標 犯罪発生率の減少 : 7.4件/千人 ⇒ 6.9件/千人
- (3) 基本方針及び主な施策
- 基本的な枠組みは第2期計画のままとし、特殊詐欺被害や認知症等による行方不明者など新たな課題に対応する個別の施策等を盛り込んで策定する。
- 第2期計画から追加・修正した主な施策
 - ・地域の防犯力向上を推進
 - ・認知症等による行方不明者の早期発見
 - ・特殊詐欺被害防止対策の強化
 - ・ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進
 - ・性暴力被害者への支援 等

<p><基本方針1>自主防犯活動の促進</p> <p>施 ①県民の意識啓発 策 ②地域安全情報の提供 策 ③地域防犯活動の促進</p>	<p><基本方針2>子ども、高齢者、女性等の安全確保</p> <p>施 ①学校・通学路等での安全確保 策 ②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり 策 ③子どもの安全教育 策 ④高齢者・女性・障がい者等の安全確保</p>
<p><基本方針3>防犯環境整備の促進</p> <p>施 ①防犯住宅の普及・促進等 策 ②道路・公園・駐車場等における防犯措置 策 ③深夜小売業等の防犯措置 策 ④空家の防犯措置 策 ⑤防犯に配慮した自動車・自販機等の普及</p>	<p><基本方針4>犯罪被害者等の支援</p> <p>施 ①相談体制の充実 策 ②被害者支援の啓発 策 ③民間支援団体の活動の支援 策 ④関係機関の連携 策 ⑤性暴力被害者への支援</p>

2 パブリックコメントの概要

- (1) パブリックコメントの募集期間
平成26年9月22日（月）から10月10日（金）まで
- (2) 応募件数
26件（3名）
- (3) 主な意見と対応

項目	主な意見の概要	対応方針
推進 施策	犯罪をやらせない風土が重要。警察に少しでも頼らない地域づくりが必要。	市町村や地域住民等による「自分たちの地域は自分たちで守る」活動を促進する取組を計画に盛り込むこととし、推進施策に「地域の防犯力の向上」を追加する。
	特殊詐欺被害は、家庭内での話し合いや、一人暮らしの高齢者への近所の人、町内会長、民生委員等の声かけが効果があるのではないかと。	
	街中に防犯カメラを多数設置すれば、犯罪の抑止力になる。	
	更生保護に関心をもって力を貸していただきたい。	
		更生保護活動を促進する取組を計画に盛り込むこととし、推進施策に「社会を明るくする運動等の更生保護活動の推進」を追加する。

3 今後の予定

12月 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第3期）策定

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

生活環境部							
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
水・大気環境課 (中部総合事務所 生活環境局)	(仮称)鳥取県原子力環境 センター新築工事(建築)	東伯郡 湯梨浜町 南谷	有限会社酒井建設 代表取締役 酒井 祐一	170,964,000円 (予定価格) 183,585,960円	平成26年10月20日 ～ 平成27年7月31日	平成26年10月20日	制限付 一般競争入札

